

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

みやぎ防災林パートナーシップ推進プロジェクト

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県

## 3 地域再生計画の区域

宮城県の全域

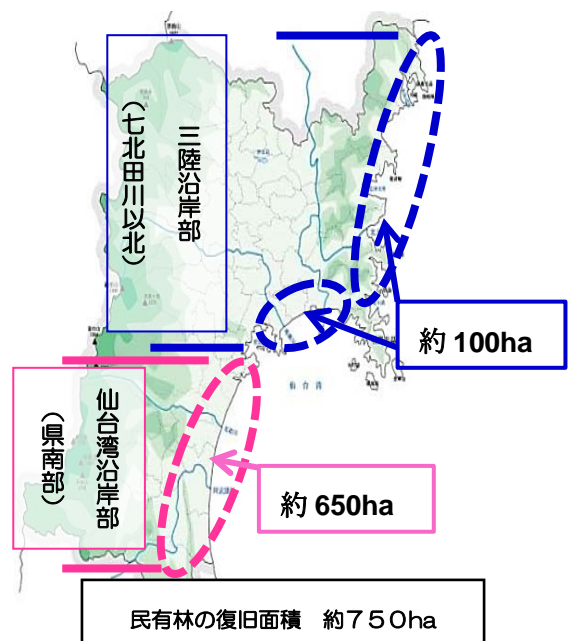
## 4 地域再生計画の目標

### 4-1 地域の現状

本県は東北地方の中心に位置し、東は太平洋、西には奥羽山脈など、豊かな自然環境に恵まれ、県土の約6割が森林で構成されている。これらの森林は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的な機能を発揮し、快適で安全安心な県民生活の実現に大きく貢献している。特に海岸部に位置する海岸防災林は、約400年前の伊達政宗公の時代から植林が始まり、潮害・風害から田畑や人家を守るとともに、松材・松葉などの燃料や松林に発生する食用キノコを供給し、人々の豊かな生活を維持する役目を担ってきた。また、福島県境の山元町から石巻市に至る約75kmの仙台湾の海岸線は白い砂と青々とした松が美しい「白砂青松」の景色から、観光スポットとして多くの人に親しまれた。

ところが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波により、海岸防災林の民有林分約1,100haのうち、807haが消失した。

現在、国・県が連携しながら、植栽基盤の造成工事とクロマツ等の植栽を行っており、平成32年度末までには民有林約750haの植栽が完了する予定である。



また、本県の人口は平成15年の237万2千人をピークに減少に転じ、平成24年及び25年には東日本大震災に伴う復興特需の影響によって微増したものの、平成26年には再び減少に転じ、現在も減少が続いている。特に、被災した沿岸市町は震災を契機として人口減少に拍車がかかっている状況にあり、これに歯止めをかけていくことが必要となっている。

#### 民有林の復旧進捗状況

	復旧面積	植生基盤工事着手	植栽完成
三陸沿岸部(七北田川以北)	約 100ha	約 100ha	約 26ha
仙台湾沿岸部(県南部)	約 650ha	約 500ha	約 310ha

(平成30年3月末現在)

#### 4-2 地域の課題

民有林における海岸防災林の管理は、制度上の管理は県が行っているが、海岸防災林の目的や役割において、その地域で暮らす住民にとって不可欠なものとして、昭和10年から始まった災害防止防潮林・防風林造成事業の際に植林等を行った地域住民が主体となった組織により管理・保全されてきた歴史がある。こうした中、マツの植林を行っていた沿岸地域の住民から「将来までマツ林を守るための保護組合をつくるべきだ」という声が挙がり、昭和17年に地域住民を主体とする最初の海岸林保護組合が設立(その後に22組合に増加)され、その後、昭和23年には全国で最初の海岸林保護組合の連合組織である「宮城県海岸林保護組合連合会」が設立された。海岸林保護組合では造林地の補修・補植、各種調査研究などの自発的な活動が展開され、各組合が担当地区内の海岸林を見回りながら、山火事への備えや不法投棄の処理、松くい虫被害木の除去など森林の健全性を保つ活動を行ってきた。

しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災の津波被害により、沿岸地域では10,000haを超える「災害危険区域」が指定され、居住用建築物の建築制限が生じたことから、地域住民が転居せざるを得なくなった。当該地域住民は、沿岸地域にとどまらず、内陸部又は県外へと移住する傾向にあり、これらの海岸防災林の管理・保全を担っていた地域住民が減少し、既存の海岸林保護組合も消滅状態になっている。そしてその結果、沿岸地域の賑わいは衰退しつつある。

現在、国と県では、治山事業により植栽基盤造成工事とクロマツ等の植栽を令和2年

度までの完了を目指して進めているが、管理・保全を担ってきた地域住民が減少する中、誰がどのような形で植栽完了後の約750haの海岸防災林の保育、管理を行っていくのか、その方法、あり方について今後の大きな課題となっている。

県では、海岸防災林の再生を県民、企業の参加を得ながら進める「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を平成26年1月から開始している。この活動は、県・市町・民間団体の間で協定を締結し、民間団体が協定締結時に作成した計画書に従って、植栽をはじめ、概ね5～10年にわたる継続的な下刈り等の森林整備を行うもので、その活動に必要な費用は各団体が負担し、県・市町は活動に当たっての土地や情報の提供等を行っている。平成30年3月末現在で協定団体(協定数)は35団体、対象面積は約127haになった。今後も海岸防災林の適切かつ永続的に維持管理する環境を整え、活動の輪をより一層広げることで、災害に強く安全・安心なくらしが守られる地域社会の形成と魅力あるまちづくりを行い、沿岸市町への移住・定住を推進することで人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。

#### 4-3 目標

県民に広く海岸防災林の重要性・役割を周知し、森林整備活動に対する機運を高めることにより、新たに「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」の協定を締結する団体を増やすほか、既協定締結団体の協定期間延長を促し、再生した海岸防災林の広域的な管理を民間と行政が協働して行う。この取組を通じて、県土を守る海岸防災林を適切かつ永続的に維持管理する新しい管理・保全の体制づくりの構築を図り、県民が主体的に関わることで地域防災の意識が醸成され、協定締結団体が増え、活動が活発になることにより、沿岸地域に多くの人が集まるとともに、県民等民間同士の連携・協力が深まり、交流する場としての海岸防災林の存在が確立されることで、沿岸地域の活性化や賑わいの復活につなげていく。また、これらの取組により、災害に強く安全・安心なくらしが守られる地域社会の形成と魅力あるまちづくりを行い、本県沿岸市町への移住・定住を推進することで人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

##### 【数値目標】

事業名	みやぎ防災林パートナーシップ推進プロジェクト		年月
KPI	沿岸市町(※)の人口	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定締結団体数(協定数)	
申請時	945,444 人	35 団体	H30.3
1年目	945,500 人	40 団体	H31.3

2年目	945,500 人	45 団体	R2.3
3年目	945,500 人	50団体	R3.3

※仙台市宮城野区、仙台市若林区、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

伊達政宗公の時代から住民の暮らしを守ってきた本県の海岸防災林は、東日本大震災の津波によりその大部分が失われてしまったが、現在、国・県が連携しながら、植栽基盤の造成工事とクロマツ等の植栽を令和2年度までの完了を目指して進めている。しかしながら、震災前にこれらの防災林の管理を担っていた地元住民は転居を余儀なくされ、植栽後の育林や管理のあり方が今後の課題となっている。

こうした中、県では、海岸防災林の再生を県民、企業の参加を得ながら進める「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を平成26年1月から開始しているが、今後は更に、県民等が主体的に関わることでできる新しい仕組みをつくり、この仕組みの中で、現在防災林の植栽等の活動を行っている団体への支援や、こうした活動に関心を持つ県民が防災林の整備・育成に参加することができるような環境を整備し、民間と行政との協働化による適切かつ永続的な海岸防災林の維持管理体制を構築していく。これらの取組を通じて、災害に強く安全・安心な暮らしが守られる地域社会の形成と魅力あるまちづくりを行い、人口減少に歯止めをかけることを目標とする事業である。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

(内閣府)：【A2007】

- (1) 事業名：みやぎ防災林パートナーシップ推進プロジェクト
- (2) 事業区分：まちづくり(コンパクトシティ等)
- (3) 事業の目的・内容

(目的)

伊達政宗公の時代から住民の暮らしを守ってきた本県の海岸防災林は、東日本大震災の津波によりその大部分が失われてしまった。

現在、国・県が連携しながら、植栽基盤の造成工事とクロマツ等の植栽を令和2年度までの完了を目指して進めているが、震災前にこれらの防災林の管理を担っていた地元住民が転居を余儀なくされ、植栽後の育林や管理のあり方が今後の課題となって

いる。

県では、復旧した防災林約750haの管理について、県民等が主体的に関わることでできる新しい仕組みをつくり、この仕組みの中で、現在防災林の植栽等の活動を行っている団体への支援や、こうした活動に関心を持つ県民が防災林の整備・育成に参加することができるような環境を整備し、民間と行政との協働化による適切かつ永続的な維持管理体制の構築することで、人口減少に歯止めをかけることを目的とする。

#### (事業の内容)

海岸防災林の重要性等を広く県民に周知するとともに、震災後に造成された海岸防災林の育林等を行う団体を支援することで、安全・安心なくらしが守られる地域社会の形成と魅力あるまちづくりを行い、沿岸市町への移住・定住を推進し人口減少に歯止めをかける。

##### ① 防災林検討委員会の開催

現在植栽・育林活動している団体、森林組合、市町などを構成員とした委員会において、海岸防災林の現状、これまで及び今後の活動、各機関の連携などについて意見交換を行い、「海岸防災林の管理のあり方」等についての方向性を検討する。

##### ② シンポジウム・育林体験ツアーの開催

海岸防災林の震災教訓伝承としての役割・重要性に関する講演・パネルディスカッションの開催や、活動写真の展示、活動団体によるワークショップ(意見交換)を行う。

また、実際に現地を訪れて海岸防災林の復旧状態を見学し、植栽後の森林の手入れを体験するツアーを開催する。

##### ③ フォローアップ研修の実施

上記シンポジウムに参加し、活動に関心を持った個人・団体に対して、他団体の活動状況や専門家の指導に基づいた森林施業の方法(育林技術)などを学ぶ研修を実施する。

##### ④ 活動団体への作業指導講師の派遣

現在防災林の植栽等の活動を行っている団体に対し、技術的なアドバイスができる講師を派遣し、育林活動の支援を行う。

→各年度の事業内容(令和元年度まで)

## みやぎ防災林パートナーシップ推進プロジェクト

### ① 防災林検討委員会の開催

初年度) 海岸防災林の現状、これまで及び今後の活動、各機関の連携などについて意見交換を行い、「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」において協定を締結している団体が長期にわたって活動可能となるような方向性を検討する。

2年目) 協定締結団体間の連携を図るため、活動団体や県市町等が構成員となる協議会を設立し、情報を共有することができる体制づくりを検討する。

### ② シンポジウム・育林体験ツアーの開催

初年度) シンポジウムにおいては、海岸防災林の震災教訓伝承としての役割・重要性に関する講演・パネルディスカッションの開催や活動写真の展示、活動団体によるワークショップ(意見交換)を行う。また、森林に関心がある一般県民を対象として、現地を訪れて海岸防災林の復旧状況を見学し、植栽後の森林の手入れを体験するツアーを開催する。

2年目) シンポジウムにおいては、海岸林の役割・重要性、海岸林の活用の可能性(海岸防災林でイベントを開催した場合の集客状況などの効果について)に関する講演、活動団体の状況発表を行う。体験ツアーでは、現地において植栽後の森林の手入れを体験する。また、育林だけではなく、巡視などの管理方法についても学ぶ。

### ③ フォローアップ研修の実施

初年度) 上記シンポジウムに参加し、活動に興味を持った団体・個人に対し、他団体の活動状況や専門家の指導に基づいた森林施業の方法(育林技術)などを学ぶ研修を実施する。

2年目) 引き続き、活動に興味を持った団体・個人に対し、他団体の活動状況や専門家の指導に基づいた森林施業の方法(育林技術)などを学ぶ研修を実施する。

### ④ 活動団体への作業指導講師の派遣

初年度) 現在防災林の植栽等の活動を行っている団体に対し、技術的なアドバイスができる講師を派遣し、育林活動の支援を行う。

2年目)引き続き、活動団体に対し講師を派遣し、育林活動の支援を行う。

(4) 地方版総合戦略における位置づけ

宮城県地方創生総合戦略では、急激な人口減少に歯止めをかけるべく、宮城県で生まれ育った方々が希望通りに県内で安定した仕事ができるよう、そして、本人の思いに反して県外に転出することが無いよう、県内における雇用の場の確保・創出にしっかりと取り組み、また、県外から宮城へ移住を希望される方々が円滑に移り住むことができるよう受入環境の整備に努めることとしており、あわせて、県内各地域において誰もが安心した生活を送れる地域づくりを進めることとしている。

特に、基本目標4においては「時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る」としており、その具体的施策「地域における経済・生活圏の形成」では、東日本大震災で機能が低下した地域コミュニティの再構築を進めるため、市町村や NPO などの様々な主体と協調・連携しつつ、住民主体による地域活動の支援や交流機会の創出をすることとしており、また、東日本大震災の津波被害を受けた沿岸市町において、住民が震災前よりも安全に暮らすことができるよう防災機能が強化された構造への転換を図るとともに、地域産業や地域経済の一層の活性化につなげる新たなまちづくり支援や防災公園整備などを推進することとしている。

また、「住民が地域防災の担い手となる環境の確保」では、自主防災組織の育成、防災訓練への参加促進及び幼年期からの防災教育の充実を図るほか、防災体制の再構築にあたって、国土強靱化の取組と調和して進めることとしている。

本プロジェクトは、県民参加型の防災林管理体制を構築し、県土を守る森林の整備を推進する取組であり、防災林の植栽・育林に主体的に県民が関わることで、地域防災に対する意識が醸成されることにより、基本目標4の重要業績評価指標(KPI)の「自主防災組織の組織率」の増加(現況値 83.8%:H25 年度→目標 87.0%:H31 年度)にも寄与するものである。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI))

事業名	みやぎ防災林パートナーシップ推進プロジェクト		年月
KPI	沿岸市町(※)の人口	みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動協定締結団体数(協定数)	
申請時	945,444 人	35 団体	H30.3
1年目	945,500 人	40 団体	H31.3

2年目	945,500 人	45 団体	R2.3
3年目	945,500 人	50 団体	R3.3

※仙台市宮城野区、仙台市若林区、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

(6) 事業費(令和元年度まで) (単位:千円)

みやぎ防災林パートナーシップ事業	年度	H30	H31	計
	事業費計	2,418	2,418	4,836
区分	報償費	140	140	280
	旅費	14	14	28
	需用費	185	185	370
	役務費	14	14	28
	委託料	2,052	2,052	4,104
	使用料	13	13	26

(7) 申請時点での寄附の見込み (単位:千円)

	H30	計
ナイス株式会社	100	100
計	100	100

(8) 事業の評価方法(PDCAサイクル)

(評価の手法)

学識経験者や実践的な知見を有する第三者で構成される行政評価委員会政策評価部会において評価・検証し、その結果を具体的な取組に反映して、計画の着実な推進を図る。

(評価の時期・内容)

事業実施翌年度の5月から7月にかけて、事業の執行状況や事業目的、KPI の達成状況について評価・検証を行い、改善の必要がある事業は、次年度の事業実施に向けて改善策を検討する。

(公表の方法)



検証結果については、有識者会議を公開し、記者発表するとともに、検証後には県 Web サイトで公表する。

(9) 事業期間

平成 30 年 7 月～令和 3 年 3 月

(10) 寄附の金額の目安

1,900 千円(令和 2 年度累計)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 3 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

PDCA サイクルのマネジメント手法により、事業の執行状況や事業目的、KPI の達成状況について、毎年度 5 月から 7 月に外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、その結果を具体的な取組に反映し、計画の着実な推進を図る。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

PDCA サイクルのマネジメント手法により、事業の執行状況や事業目的、KPI の達成状況について、毎年度 5 月から 7 月に外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、その結果を具体的な取組に反映し、計画の着実な推進を図る。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

有識者会議を公開するとともに、検証結果については、記者発表し、県 Web サイトで公表する。